

京 都 大 学 略 史

本略史では、写真集本文では十分にふれられなかった京大の全学的な制度・組織の変遷や事件などを中心に前身校時代も含めた京大の歴史を振り返ることにする。

第1章 創立前史

1949(昭和24)年に京大に統合された第三高等学校には、明治2(1869)年創立の舎密局以来の歴史があり、京大が創立されるまで舎密局の後身の諸学校は、常に関西において最も高等な教育機関として存在していた。これらの学校は、単なる上級学校進学のための予備教育機関としてだけではなく完結した専門教育を行う機関となることを目指しており、それが現実のものとなりかかった時期もあった。1897(明治30)年の京大の創立によって、二つの機能のうち予備教育機能は三高に、最も高等の専門教育機能は京大にと分化して引き継がれたということもできる。そのような意味において、舎密局の開講から京大の創立までの諸学校の歴史は、京大の前史として取り上げることが可能であろう。

前身校の創立

舎密局の前身は、日本最初の近代西洋式病院である長崎精得館に慶応元(1865)年に化学・物理学の研究教育の場として付設された分析究理所であった。分析究理所は、幕府によって一時江戸に移されたが、結局慶応4年7月に明治新政府が、化学・物理学の施設を大阪に置くことを決定し、舎密局と命名したの

である。教頭には分析究理所時代に迎えられたオランダ陸軍軍医のハラタマが任命された。

舎密局の敷地は大阪城の西側に決定され、明治元(1868)年10月には工事が開始された。同じ10月に大阪府から出された布告案に「此度追手前に於て新大学校御取建ニ相成、舎密術を初め英学・仏学・蘭学・数学・法学等學術御開ニ相成候」とあるように、舎密局は当初、化学・物理学だけでなく、語学・数学・法学なども教える大学校を目指そうとしていたことがわかる。舎密局設立時から、東京の諸教育機関と並んで関西でも総合的な高等教育機関が構想されていたのである。

舎密局の開講式は明治2年5月1日に行われた。開講式でハラタマは、現在の西洋文明の隆盛は自然科学、特に化学・物理学の発展によると述べ、「正に理化ニ学は……漸く文明開化に及ぶ人民に在ては不可欠の學術にして、是に由て万国開闢に赴くこと知るべし」と、舎密局が日本の文明開化に果たすべき役割の大きさを宣言した。

しかし、ハラタマの活動にもかかわらず、舎密局の生徒は、開講時にはわずかに5人にすぎなかったといわれ、その後若干増加するものの生徒数の不足は解消されることはなかった。ハラタマの講義の内容が生徒たちにとっては高度にすぎたことも一因とされている。そのためか、やがて改編の動きが起こるようになり、舎密局は化学所、理学所と名称変更ののち、明治3年10月には次に述べる洋学校の開成所への移行にともないその分局となった(名称は開成所分局理学所)。それと前後して舎密局創設に尽力したハ

ラタマも任期が満了して日本を去った。

一方、舎密局と並んで第三高等学校の淵源といえる洋学校は、語学その他の一般教育を授ける機関として明治2年9月22日に設置された。設置の背景には前述の大阪府の布告案があったと考えられるが、洋学校の目的が舎密局に入学するための基礎的知識を授ける準備教育機関だったのか、舎密局などとともに大学校を目指していたのか、教育の実際を示す史料がないためははっきりしない。明治3年10月、洋学校は開成所と改称されるが、その際に前述のように理化学所を合併して分局とした。生徒数を見ると、明治5年6月の史料では合計493人と非常に多く、そのうちの大部分が英語あるいは仏語生で、舎密局以来の理化学生は17人にすぎない。舎密局が目指した化学・物理の高等教育にはまだ機が熟しておらず、語学を中心とした普通教育が当時は求められていたのだといえよう。

「学制」期の前身校

明治4年7月、中央教育行政機関として文部省が設置され、翌明治5年8月3日、最初の統一的教育法令としての「学制」を發布、ここで大学・中学・小学という三等の学校区分が定められた。「学制」では中学に関してはいくつかの類型が設定されていたが、同年8月17日の文部省布達「外国教師ニテ教授スル中学教則」による中学が最もレベルが高いものであった。開成所が改組された第四大学区第一番中学は、同時に設置された東京の第一大学区第一番中学（大学南校を改組）、広島第六大学区第一番中学（広運館を改組）とともに、このタイプの中学であり、大学が未設置の当時、最もハイレベルの教育機関だった。

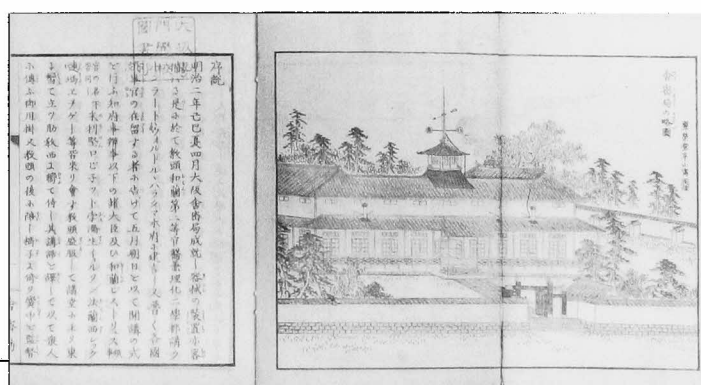
ところが、翌1873（明治6）年4月に文部省が制定した学制二編追加によって、この学校制度は改編されることになる。学制二編追加では、最もハイレベルの教育機関として「外国教師ニテ教授スル学校」である専門学校を定め、また専門学校進学の前備教育および通訳志望者への教育という二つの目的を持った

外国語学校も設定した。そして、東京の第一番中学は開成学校（のち東京開成学校）と改称されて専門学校としての道を歩み、大阪と広島の第一番中学はそれぞれ開明学校および広運学校と改称され、外国語学校として位置づけられることになったのである。

翌1874年4月には開明学校は大阪外国語学校と改称された。これは、この時期全国に7校設置された官立の外国語学校の一つであり、名称からもわかるとおり、学制二編追加における外国語学校としての役割が期待されていた。さらに同年12月、これらの外国語学校は一斉に英語学校と改称された。今回の改称は、どの外国語学校も、すでに英語一科のみを教授するようになっていたという実態に即したものであったが、上級の学校であった東京開成学校がその前年から授業で使用する外国語を英語と定めたことをうけて、学校の性格が語学の専門教育から進学予備教育重視へと変化したことの表れでもあった。東京で高度専門教育機関の整備が進むとともに、そこへの進学予備教育機関が一応全国的に形作られるようになったのであり、大阪英語学校はそのうちの一つであった。

しかし、大阪英語学校では卒業生が少しずつ誕生してくるにつれ、高度の専門教育を教授する専修科の設置を文部省に上申するようになり、1879年1月には実現に成功した。このような動きは大阪英語学校独自のものであった。東京英語学校が1877年の東京大学の設立（東京開成学校より改編）とともに東京大学予備門となり、また他の五つの英語学校が同年にすべて廃止されたのとは異なった道を大阪英語学校は歩むこととなった。1879年4月には、普通科としての予科のほか、専修科を受け継いだ理学・医学の本科をもった大阪専門学校に改称された。

ところが、開校後の調査では予科生211人に比べ、本科生はわずか10人であり、その実態はむしろ中等普通教育にあったと考えられる。やがて理学科も廃止され、またもや改組への動きが浮上してくることになった。



大阪中学校から大学分校へ

従来の「学制」にかわって1879年9月に公布された教育令では、中学校について詳細を定めることはなかったが、1881年8月公布の中学校教則大綱では、中学校の目的を「中人以上ノ義務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メ」の教育を行うものと定め、初等(4年)・高等(2年)の中学科を設け、高等中学科卒業者はさらに上級の学校へ進学できる、と規定した。1880年12月、大阪専門学校は大阪中学校と改組されるが、この大阪中学校は当時唯一の官立中学校として上記の規定に従い他の公私立中学校の模範となることを期待されていた。修身や体操の重視、日本語による教育への移行などの教育面の特徴もこのことに関係すると考えられる。

1885年(正確な月日は不明だが、6月以前と考えられる)、大阪中学校から関西大学創立次第概見という意見書が文部省に提出された。これは大阪中学校を関西における大学に改編させる案であった。政府は検討の結果、大阪中学校を大学分校という名称に変更し規則の改編を行うことになった。1885年8月に発足した大学分校は、予備科3年、本科3年の課程をもったが、旧大阪中学校の生徒が予備科に編入されたことからわかるように、従来の大阪中学校よりも一つ上級の学校が想定されていたことは間違いない。改称当初には本科は存在していなかったが、近い将来予備科の生徒が本科に進学すれば、東京大学と並ぶ高等教育機関が関西に誕生する可能性は存在していた。

第三高等中学校の設置

1885年12月、内閣制度が発足し、初代の文部大臣に森有礼が就任した。この新しい体制のもとで、1886年3月には帝国大学令が公布され、従来の東京大学は帝国大学と改称された。帝国大学令の第1条には「帝国大学ハ国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス」とあるように、学問の国家への従属が強く打ち出されていた。さらに同時

期には小学校令、中学校令、師範学校令も公布され、戦前期の教育体制の枠組みがほぼ作り上げられた。

このうち中学校令では、全国に5校の高等中学校を設けることが定められており、前年設置されたばかりの大学分校は1886年3月に第三高等中学校と改称されることになった。高等中学校は、上級学校(=帝国大学)への進学予備教育を目的とする修業年限3年の予科および2年の本科と、実業就職者への完成教育を目的とする分科(のち学部)とからなっていた。学部としては、五つの高等中学校すべてには医学部が置かれ、別に第三高等中学校にのみ法学部も置かれたが、高等中学校の中心は本科であり、その設置は、事実上帝国大学を頂点とする進学体系が全国的に確立したことを意味していたのである。

井上文相の改革

ところが、1893年文相に就任した井上毅は、森が作り上げた高等中学校—帝国大学という進学体系に大幅な改革を施すことを目指していた。井上の考えの核心は、実学的教育を重視する観点から、高等中学校は完結した専門教育を行う機関とし、帝国大学は研究機関として進学体系からははずす点にあった。さらに井上は、改革後の高等中学校を将来的には地方大学とすることも構想していたといわれている。

1894年6月に公布された高等学校令は、その第2条に「高等学校ハ専門学科ヲ教授スル所トス但シ帝国大学ニ入学スル者ノ為メ予科ヲ設クルコトヲ得」と規定したように、井上の意図をうけ専門教育を主、進学予備教育を従と位置づけた。そのなかで、第三高等中学校から改称された第三高等学校は、大学予科を置かず、従来の法・医学部に工学部を加えた3学部のみで出発することになった。これは他の高等学校では見られない改編であり、もし井上の構想が実現すれば、第三高等学校は井上のいう地方大学になる可能性を持っていたことになる。ここでも、完結した教育機関を目指すという舎密局以来の前身校の特殊性が現れているといえよう。

しかし、井上の構想は結局挫折におわる。大学予科を志望する生徒は増加を続け、それに伴って帝国大学は、進学体系からはずさるどころか、次に述べるように京都に2校目が創設されることになり、逆に井上の期待した高等学校の学部はすべて廃止または分離されることになった。帝国大学への進学熱が高まるなかで、進学への途をもたない高等学校の学部には十分に生徒が集まらなかったのである。そして第三高等学校も京大創立と同年の1897年には大学予科が改めて置かれることになり、以後は制度的には他の高等学校と全く同じく、帝国大学進学の予備教育機関の役割を果たすことになる。

第2章 京都帝国大学の創立

創立への動き

1890年代に入ると、京都に第二の帝国大学の設置を希望する声が高まりはじめた。1891年には帝国博物館総長九鬼隆一が京都大学条例という草案を作成し、新設されるべき大学の規則等を具体的に構想した。翌1892年には、京都で関西地方教育者大集会が開催され、京都選出の衆議院議員などが大学設立を求める演説を行い、同年12月には自由党の長谷川泰が「関西ニ帝国大学ヲ新設スル建議案」を衆議院に提出した。さらに1894年には京都府会議員上野弥一郎が、やはり京都に大学設置を求める建議を京都府会に提出していた。このように地元京都や在野のレベルでは、すでに日清戦争以前には京都に帝国大学を、という気運はかなり盛り上がりを見せていた。彼らは、複数の帝国大学を設ければ競争が起って、学術や教育の進歩をはかることができること、教育地として京都が適当であることなどを論拠として、大学設置を主張していた。

一方、文部省においては、すでに述べたように、井上文相のもとで第三高等学校を近い将来大学に改編しようとする動きはあったが、これは実学的な専門教育機関としての大学であり、既設の帝国大学のよ

うな機関を増設するという構想ではなかった。文部省内で京都に帝国大学を設置する構想が具体化したのは日清戦争終結(1895年4月)後であった。設立の直接の根拠には、帝国大学への入学志望者の増加があげられていたが、清国からの賠償金を得ることが決まり財源の目処がついたことも具体化が進んだ要因の一つであろう(もっとも、賠償金は教育関係としては小学校教育の充実に使われており、直接京大の創立に使われたわけではない)。日清戦争後の京大設置構想は、完全に文部省が主導権を握っていくことになる。

創立計画の変遷

その文部省でも当初は第三高等学校を直接帝国大学に改編するという案が存在していたようである。この案は従来の井上構想の影響を受けているものと考えられるが、その後の議論のなかで否定され、三高は別個に残して、全く新しく帝国大学を創設するという方向に落ちつくことになる。この設置構想の変遷についての詳細は明らかではないが、文部省が帝大入学志望者の増加を見越して、大学予科としての三高が必要と考えたのではなかろうか。いずれにしろ、この段階で京大が既設の東京の帝国大学と同レベルの大学として設置されることが確定したといえる。井上の構想に見られたように、文部省内でも森以来の高等教育体系を根本的に変革しようという動きが表面化したこともあったが、第二の帝国大学の設置が決定されたことで、高等学校—帝国大学という国家のエリート養成の進学体系は揺るぎないものとなったのである。

さて、文部省で作成された京大の創設計画案の要点は、①入学の資格は既設の帝国大学と同様高等学校大学予科卒業程度とする、②設置する分科大学(現在の学部に対応)は、法・医・文・理工の4つとし、大学院も設置する、③敷地および設備は第三高等学校の土地・建物を充て、三高の移転先は別に考える、となっていた。

京都帝国大学創設案が帝国議会に提出されたのが



祝日の京都帝国大学正門(1909年頃)。(7-2)

1895年12月だから、京大の創立は日清戦争終結後わずか8カ月間で具体化されたことになる。議会の通過は翌1896年3月、創立費は20万円であったが、その後医科大学に関して新たに用地の買収や建物の新築を要することになったため、創立費は大幅に増額されて合計101万円となった。

京都帝国大学設置を定めた勅令第209号は1897年6月18日に制定された。現在の創立記念日はこの日にちなんでいる。当初の計画の段階ではまず法科大学が設置される予定だったが、実際には理工科大学が最初に設置された。これは、日清戦争後に工業技術者の需要が増え志願者も増加していたこと、三高にすでに土木・機械両学科があって設備を利用できたこと、などが理由として考えられる。

教職員の人選も進んだ。すでに法・医・理工の教員予定者12人は前年に発令を受けて欧米留学に出発していたが、設置の勅令制定後に、初代総長に文部省専門学務局長だった木下広次が発令された。木下は文部省での京大設置準備段階当初から創設計画案の作成に加わっており、京大創立にあたってもっとも中枢にいた人物といえる。また理工科大学長には東京帝国大学工科大学教授中沢岩太が、書記官（現在の事務局長に相当）には文部省参事官の中川小十郎が任じられた。

京大の創立

9月3日には分科大学通則が達示された。この通則には、いくつかの点で東京帝国大学の分科大学通則とは異なっていた。例えば、東大のカリキュラムは学年制をとり、毎学年末に試験によって学生の進級の可否を決めていたが、1科目でも不合格の場合は降級、つまり合格していた他の科目も含めて再履修を命じられる可能性があり、しかも2年続けて降級のときは退学という厳しい規定になっていた。一方京大では、科目制をとり、不合格の科目のみ再履修すればよいように定められていた。また、京大では修学年限を3年から6年と定めていたが、これは学年制

をとらないことから在学期間に制限を置く必要が生じたためであり、学生が個性に応じた修学ができるよう、年数に幅を持たせたのであった。さらに、保証人の制度に関しては、東大では東京に居住し土地または家屋を有するもの2人が必要と定めたのに対して、京大では、大学生を高等教育をすでに受けてきた成人と扱っているという観点から、保証人は父兄か、父兄のない者は親戚1人と定められているだけだった。他にも学生の懲戒に関して、東大では「品行不良学業懈怠若クハ疾病」のため「成業ノ目的ナシ」と判断されれば退学となっていたが、京大では疾病は理由のうちにはなく、懲戒の段階も譴責・停学・放学の三つを設定し、より柔軟に対処することを可能にしていた。

このような学生の人格尊重、自主性重視の方針は、9月13日に行われた第1回入学宣誓式における木下総長の式辞にも表れている。木下は、京大は東大の「支校」や「小模形」ではなく独立の一大学として独特の資性を持つべきことを説き、学生に「好学の志操」を求めたことに加え、「大学学生にありては自重自敬を旨とし自主独立を期せざる可からず故に諸君は既に後見を脱したるものとして吾人は諸君を遇するなり因て平素の事は細大注入の主義に依らず自得自発を誘導することを努めんと欲す」と学生の自発性を喚起したのである。すでに第一高等学校校長時代から寄宿舎自治を導入したことで有名だった木下の面目躍如といえる。木下がこのように学生に自発性の涵養を求めたのは、「諸君の社会に出づるや上流に立ちて人を支配す可き位置を有す野にあるも朝にあるも然り人を支配せんと欲せば先づ自ら養ふ所なくんばある可らず」と同じ式辞のなかで述べているように、将来の指導的人材の訓練のためであった。木下のこの式辞は、戦前期の旧制高等学校や帝国大学に求められた役割をよく表している。

入学宣誓式の翌日の9月14日、理工科大学の授業が開始された。以下、分科大学は1899年に医科大学と法科大学、1903年に福岡に二番目の医科大学、1906年

に文科大学が設置され、創立後9年たってようやく当初の計画案にあったすべての分科大学が揃うことになった(なお、福岡医科大学は1911年に九州帝国大学医科大学となって京大から分離した)。また、1899年には大学院も設置された。さらに図書館も創立当初から事務が行われており、書庫・閲覧室・事務室の竣工に伴って1899年12月には正式に開設された。

第3章 戦前期の京都帝国大学

大学自治関係の諸事件

戦前期のいわゆる大学自治をめぐる諸事件では、京大は中心的な役割を果たしてきた。創立後間もない1902年には、法科大学教授高根義人が「大学制度管見」を発表し、「真理ノ発見所學問ノ研究所」という大学の目的に鑑みて大学の独立、自治が必要であると説いた。そのために高根は、総長および分科大学長(現在の学部長に相当)の互選、教授会による教授候補者の推薦などの必要性を主張していた。同じ1902年の9月には、理工科大学長中沢岩太ら5人の理工科大学教授が木下総長宛に分科大学長互選制導入を求める建議を提出している。

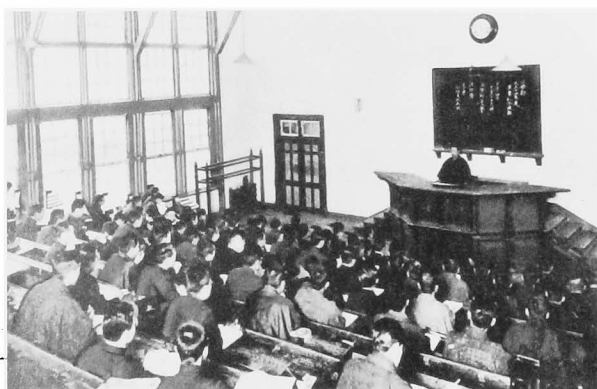
このように、京大では創立当初から大学自治についての認識が浸透していたが、実際に政府と対立することになった最初の事件は1905年の東京帝国大学の戸水事件であった。東大法科大学の戸水寛人教授は、他の数人の教授とともに以前から対露強硬論者として知られていたが、日露戦争の講和条約交渉に関して政府批判を行ったことから、8月24日に休職処分を受けた。これに対して東大の法科大学は、学問の独立および大学教授の地位の特殊性への侵害という観点から抗議を行い、その際に京大の法科大学も東大を支援して処分の不当性を主張した意見書を文相に送ったのである。事件は翌年の戸水の復職をもって解決したが、これは帝国大学が連携して自らの大学自治の主張を政府に認めさせた最初の例であった。

ついで京大では岡田事件が起こった。第二代総長

の岡田良平は就任以来講義の巡視を行うなど管理統制を強め、教授陣の反発を買っていたが、1908年7月、岡田が総長在任のまま文部次官を兼任することが発表されると、総長職を軽んじるものとして、その反発が一挙に表面化することになった。各分科大学の教授陣は連合して岡田の辞職、および後任総長任命に際しては学内の意向を確認するよう要求して政府に運動を行った。きっかけとなった岡田への反発は多分に感情的なものだったが、教授陣の要求は、それまで一方的な官選によっていた総長任命のあり方に一石を投じたものといえる。結局この要求は政府の認めるところとならなかったが、のちに問題となる総長公選要求の先駆けとして大きな意味をもった。

1911年には岡村教授の譴責事件が起こった。この年6月、法科大学教授岡村司は岐阜で講演を行い、そのなかで民法の「家」制度批判を展開した。政府内部では当初岡村に対して嚴重処分を求める強硬論が支配的で、岡村をはじめ法科大学教授の間では学者の言論への圧迫として反発する空気が強かった。しかし、最終的に7月に発表された岡村の処分は、「講演中ニ於テ政府当局者ニ対シ過激ニ渉ル言辞ヲ用いたとの理由による譴責という軽いものになった。これは、政府が家族制度というイデオロギー的な問題で大学と対立して事態が大きくなることを避けようとし、とはいえ不問に付すわけにもいかないため、講演中に岡村が大臣を個人攻撃したという理由で処分を行ったのであった。岡村事件は学問・言論の自由への圧迫という性格をもちながら、政治的な決着がつけられたことによって大学と政府当局者との正面衝突にはならなかった事件である。

戦前の帝国大学における自治に重要な意味をもった沢柳事件は1913年に起こった。この年7月、総長就任後間もない沢柳政太郎は、医・理工・文の各分科大学教授計7人に辞表を提出させた。沢柳は、大学教授は「第一流ノ学者」であるべきと主張しており、辞職の要求もその観点からなされたと考えられるが、法科大学の教授・助教授は、教授会の同意を得ない教授



仁保亀松教授の法理学講義。法学部第4教室にて。(7-3)

の任免は、学問の独立を損なうものとして激しく反発した。両者の対立は深まり、翌1914年1月には法科大学教授・助教授は総辞職を決意、他の分科大学や学生たち、さらに東大の法科大学も京大法科を支持するに至った。このような情勢のなかで、奥田義人文相は、「教授ノ任免ニ付テハ総長カ職権ノ運用上教授会ト協定スルハ差支ナク且ツ妥当ナリ」と京大法科の主張を基本的に認める裁定を行ったので、法科の教授・助教授は総辞職を撤回し、事件は落着した。沢柳事件によって従来も慣行として行われていた教授会の同意のもとでの教授の任免を文部省が認めたことになり、大学の自治は大きく前進した。

さて、沢柳は事件落着後総長を辞することになるが、後任総長任命について京大内部では学内での公選を求める声が高まり、選挙方法を具体的に定めた案も作成されたようである。これに対して、政府側は総長互選を認めず、教育界で人望のあった山川健次郎東大総長に京大総長を兼任させることで、とりあえず京大側を納得させた。しかし、東大・京大の総長兼務は所詮暫定的であって、山川は京大側の公選論と文部省側の任命論に挟まれて後任総長を決めなければならなかった。山川は何人かの候補者を選んで学内の意向をきく、という形をとり、その結果、1915年6月に医科大学長だった荒木寅三郎が大半の分科大学の賛成で総長に就任することになった。荒木の就任は、正確には公選によるものとはいえなかったが、学内の承認を得ての就任という意味では総長公選に一步近づいたといえよう。

なお、京大における正式な総長公選は、1919年5月に初めて行われ、荒木が再任された。荒木は1929年まで前後14年間総長をつとめることになる。また、総長公選は1919年7月に東大でも実現し、他の帝国大学でも順次行われるようになった。

第一次世界大戦後の拡充

創立期以後、第一次世界大戦までの間は、制度面では、1914年7月に理工科大学が理科大学と工科大学

とに分離した以外は、大きな変化は見られない。一方、第一次大戦期には大学の外では学制改革が具体的な日程に上ってきていた。高等教育に限れば、すでに1907年には東北、1911年には九州帝国大学が創設され、帝国大学を頂点とする進学体系が確立していたが、この時期になると、中等教育機関の卒業生の増加や第一次大戦による工業生産の伸長をうけ、高等教育機関の拡充が求められるようになっていた。このような情勢をうけ1917年9月には内閣の諮詢機関として臨時教育会議が設置され、その答申にもとづいて、翌1918年12月に従来の帝国大学令に代わる大学に関する最高法規として大学令が公布された。大学令は、国家のための大学という基本的観点は受け継ぎながら、帝国大学以外に、公私立大学や単科大学を初めて認め、また従来の分科大学を学部と改称するなど、大学制度に重要な改革をいくつか施すことになった。

京大内部でも、臨時教育会議と同時期に制度改革について検討する委員会が設けられ、答申が作成された。その答申もふまえ、大学令公布後いくつかの改革が実行された。既設の理・工・法・医・文の5分科大学が学部と改称された(1919年)のをはじめ、卒業式の廃止(1919年、なお1927年に復活)、従来9月開始だった学年暦の4月開始への移行(1921年)、60歳停年制の導入(1923年)などがその例であった。

第一次大戦後は、高等教育機関の拡充政策が積極的に推進された時期であった。高等学校は大戦前にはナンバースクールといわれる8校だけだったが、1928年には31校と大幅に増加した。大学も、新しい帝国大学としては1918年に北海道帝国大学が創設されただけだったが、官立単科大学や公私立大学が専門学校などから昇格して数多く創設され、1928年には大学は合計40校を数えるに至った。大学令以後、高等教育機関は量的な拡大だけでなく、多様化が始まったのである。

そのなかで、この時期には京大でも新しい学部等が誕生し、組織の拡充が進んだ。1919年には経済学部



園遊会での荒木寅三郎総長と学生たち。(7-4)

が法学部から分離して設置され、1923年には農学部が設置された。翌1924年に農学部では、以前から京大に移管・貸与されていた植民地における演習林を附属演習林とし、同時に附属農場も設置した。さらに1926年には最初の附属研究所である化学研究所が設置された。この他既設学部の拡充も含め、1919年には学生数1,901人、教職員数928人だった京大は、1930年にはそれぞれ5,354人、1,976人と大幅に拡大したのである。

戦前の京大における研究活動としては、多くの碩学をそろえた東洋学や「西田哲学」で知られる哲学が有名である。また、マルクス主義者であった経済学部の河上肇教授も学生たちの広い支持を得ていた。

河上事件

大正デモクラシーといわれる社会の風潮は、大学生たちにも影響を及ぼした。1917年に結成された労働団体友愛会の京都支部や、京都労学会の幹部に京大生がつくなど、京大でも運動に参加する学生が増えてきた。運動を行っている学生たちの多くは、やがてマルクス主義を唱えるようになり、1923年結成の社会科学研究会（以下、社研）を中心に活動していくことになる。これに対して、政府当局側は学生の思想取締りを本格化し、1925、26年には治安維持法最初の適用事件となった京都学連事件で京大社研をはじめ多数の学生を検挙し、1928年3月には学生を含む共産主義者の一斉検挙を行った（三・一五事件）。また制度面でも、同じ1928年には文部省に思想問題対処のため学生課が設置され（翌年には学生部、1934年には思想局、1937年には教学局に拡充）、それに応じて各官立大学をはじめとする直轄学校に、従来の教官の兼任であった学生監に代わり専任の学生主事を複数配置して思想対策につとめたのである。

三・一五事件の直後、文部省は事件に関わった学生の処分と、「左傾教授」の進退についての意向を東大の小野塚喜平次総長事務取扱と京大の荒木総長に伝えた。この「左傾教授」とは、京大では経済学部の河上

肇教授を指していた。荒木は、『マルクス主義講座』の広告文に不穏当の箇所があること、この年1月の総選挙の際の河上の応援演説に不穏当の箇所があること、指導教授をしていた社研から検挙者を出したこと、という三つの理由で河上に辞職を求めることを決意した。それをうけて経済学部は教授会を開き「総長の指示した辞職勧告の理由を正当と認めないが、総長が河上教授の辞職を断行するつもりならば同意してもよい」（滝川幸辰「河上教授の退職」『回想の河上肇』）という趣旨の決議を行った。河上は、荒木のいう三つの理由を正当とは認めなかったが、教授会の意向を尊重して辞表を提出、4月18日に発令を受けることになった。河上の辞職は、教授会の同意を得て「自発的に」行われたものであり、その意味では沢柳事件で獲得された、教授の任免には教授会の同意が必要という大学自治の原則に従っていた。しかし、事件の経緯を見ると、辞職を求められた原因は河上のそれまでの研究・言論活動にあることは明らかであり、河上の辞職事件は学問の自由への弾圧として、5年後の滝川事件の先駆となるものであった。

滝川事件

滝川事件の発端となったのは、1932年10月に法学部教授滝川幸辰が中央大学で行った講演『『復活』に現れたトルストイの刑罰思想』が問題視されたことであった。滝川は同趣旨の講演を数年前にも行っており、その折には何も問題とされなかったものが、この時には文部省から新城新蔵総長に対して、滝川の講演内容や平素の講義についての調査が要請されたのであった。続いて翌1933年2月、帝国議会で政友会の議員から東大の教官数名とともに滝川の著書および講演を非難して帝国大学からの追放を求める質問がなされ、さらに4月には滝川の著書『刑法読本』『刑法講義』が内務省から発禁処分を受けた。従来学界で認められてきた学説に対してこの時期に圧迫が加えられるようになった背景には、満州事変勃発（1931年9月）から五・一五事件（1932年5月）、国際連盟

脱退表明(1933年3月)に至る「非常時」といわれる状況のなかで、思想・言論への統制が一層強化されていたことがあげられるが、直接的には1932年10月の共産党員一斉検挙の際に逮捕者中に裁判官・裁判所関係者がいたことから司法官「赤化」の根源は帝国大学の「赤化教授」にありとする国家主義者の攻撃に政府が同調したことが原因である。

4月22日、文部省は新総長小西重直に正式に滝川の辞職もしくは休職処分を要求したが、小西は拒絶した。その後も滝川処分の方針を崩さない文部省に対して、京大法学部教授会は学問の自由を侵害するものとして反発し、5月15日には処分強行の場合の連袂辞職を全教授で申し合わせた。

文部省側が滝川の学説の危険性、その学説の学生・一般社会への悪影響を唱え、研究者には研究の自由は存在するが、教授の自由、発表の自由は存在しないと主張したのに対して、法学部側の反論の要点は以下のようなものだった。まず一つは帝国大学教授の任免に関する手続き上の問題である。すなわち、教授の任免には総長の具状が必要であることが法令で定められているにもかかわらず、小西の意向を無視して処分が行われようとしていること、さらに教授の任免については当該学部の教授会の同意を要するという沢柳事件以来の慣行も無視されているという点である。もう一つの論点は、大学令に定められた大学の使命に関するものである。大学令の第1条には「大学ハ国家ニ須要ナル学術ノ理論及応用ヲ教授シ並其蘊奥ヲ攻究スルヲ以テ目的トシ兼テ人格ノ陶冶及国家思想ノ涵養ニ留意スヘキモノトス」と規定されている。法学部側は、この条文に関して、①大学の使命である真理の探究のためには思索の自由および思索の成果を教授する自由が不可欠であること、②事物を批判的に考察することで学問研究が達せられるのであって、国家をその対象に置いて学問的に批判することは許されるべきであり、これを禁止するのはむしろ大学の使命の遂行を阻害するものであること、③大学における「人格陶冶」とは学生をして学問

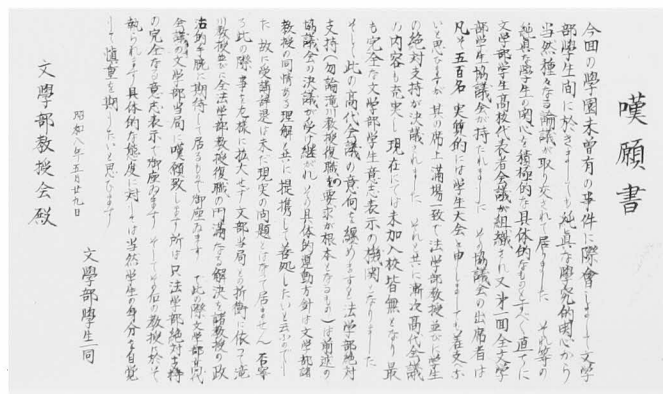
上の批判力を養い、それをもとに得られた信念に対する忠実さを養うことであるが、それは大学教授が研究に熱中し、その成果を忠実に講じることによって成し遂げられるものであること、などと主張した。これらの主張は、大学における学問研究や、国家と大学との関係のあり方を、法令に基づきながら当時としては最も自由主義的に解釈したものとして特筆に値しよう。

以上のような法学部の意向を受けて、5月18日小西は文部省に正式に滝川処分拒否の回答を行ったが、政府は25日、滝川の学説はマルクス主義的であるとして、官吏の身分についての諮問を受ける委員会である文官高等分限委員会に滝川の休職を諮問、委員会での可決を得て26日に滝川の休職を発令した。一方、同日には法学部の教授・助教授・講師・助手・副手の全教官は総長に辞表を提出、両者の対立は頂点に達した。

この前後、学生たちは法学部教授会支持を表明し、全学組織をつくって学内外に積極的に働きかけた。また東大でも学生運動が展開されたが、これらはやがて警察や大学当局の取締りを受けるようになった。これに対して京大内の他学部の教官たちは概して消極的であり、東大法学部も組織としての支援は結局行わなかった。以前の戸水事件、沢柳事件とは状況が大きく異なり、京大法学部の戦いは孤立したものであった。

法学部側は、辞表提出後も局面打開の動きをやめたわけではなかった。法学部側は、文部省による大学自治の承認と、将来の滝川復職を条件として妥結を模索したが、文部省は滝川処分については全く譲らず、局面打開には至らなかった。小西総長は6月30日に辞職、新総長に就任した松井元興のもとで文部省と交渉が続けられ、その結果法学部専任教員33人のうち21人が辞職、12人が残留という形で事件は結着したのであった(辞職組のうち7人は翌年までに復帰)。

滝川事件は、国家からの統制に対する自由主義的知識人による最後の大きな闘争であった。事件以後、



滝川事件に関する法学部支持の「嘆願書」。文学部学生によるもの。(7-5)

思想弾圧はマルクス主義だけでなく自由主義にも及ぶようになり、日本は戦時体制に歩みを進めることになるのである。

戦時体制下の改編

1937年7月、盧溝橋事件を発端に日本は日中全面戦争に突入する。同年8月には国民精神総動員実施要綱が閣議決定され、翌1938年4月には国家総動員法が公布されるなど、国内体制も戦時色が濃くなってきた。このように戦時体制が深まるなかで、高等教育を受けた人材、特に技術系人材への需要が高まってきた。帝国大学について見ても、理科系の学部のみ有する大阪帝国大学(1931年)、名古屋帝国大学(1939年)が創設されたのをはじめ、1933年から1943年までの間に工学部の在学生在が2,602人から5,744人と2倍以上に増加していた。京大においても例外ではなく、1939年から4年連続して工学部に新学科が設置されることになる。

さらにこの時期には、各地の大学に理工系を中心とした附置研究所が数多く設置された。その数は、1939年から1944年までの間だけで合計28にもなり、うち人文・社会科学系はわずかに3研究所にすぎず、それらも設置の目的は国策と深く関わったものであった。京大では人文科学研究所(1939年)、結核研究所(1941年)、工学研究所(同)、木材研究所(1944年)がこの時期に設置された。また、1939年には軍医養成の機関として臨時附属医学専門部も設置された(1952年廃校)。

また、戦時体制に即した形での組織の改編も行われた。1941年4月には、学生の課外活動を基盤とした親睦組織であった学友会が、「国家的協同精神ヲ涵養スル」ことを目的として、全学生加入を義務づけた同学会に改組された。また、同年8月には京都帝国大学防衛団が結成された。これは空襲等の非常事態に際して大学を防衛するための組織で、警備・救護・防火・防毒等の諸班に分かれていた。当初は職員が構成員だったが、のちには学生も参加を義務づけられた。さ

らに、同年9月には京都帝国大学報国隊が結成された。これは、学生を学部単位で軍隊的に組織したもので、心身の訓練、非常事態の際の防衛団への配属等が任務として定められていた。

研究面でも戦争は大きな影響を及ぼしたが、これは文部省や企画院によるいわゆる科学動員政策と連動していた。1939年には文部省科学研究費交付金の交付が始まり、京大も、例えば1943年度には総額570万円のうち、72万余円の配分を受けるなど、かなりの割合を占めていた。また、1941年5月には「科学技術新体制確立要綱」が、1943年8月には「科学研究ノ緊急整備方策」が閣議決定され、大学における研究を国策に適応させる体制づくりが進められた。1943年9月には、大学院特別研究生制度が設けられ、理科系を中心に選抜された大学院生を特別研究生として学資支給、兵役免除の特権を与えて若手研究者の育成が図られた。京大では、1943、44の両年度で131人が選ばれている。

1941年12月に日本が米英に宣戦布告して太平洋戦争が勃発し、東南アジア地域を占領下に置くと、いわゆる「南方」ブームが起こったが、京大でも各学部で教官有志による「南方」に関する研究会がつくられた。また、軍の委嘱をうけて研究を行う研究者も少なくなかった。

学徒動員・学徒出陣

戦局の深刻化に伴って、学生の戦争への動員が本格的になっていった。学徒動員といわれる工場や農村への学生の勤労働員は、1939年ごろには始まっていた。当初は自由参加の形式をとり参加者も決して多くはなかったが、1943年6月に閣議決定された学徒戦時動員体制確立要綱以降、急速に強制化が進み、京大でも近郊農村の土地改良事業や軍需工場での生産作業に多くの学生が動員されるようになった。その期間も、はじめは数日から10日間程度であったのが、1944、45年ごろになると2カ月から長い場合は10カ月間も続く例も見られ、しかも1日の作業時間も



第二次世界大戦戦没者の学内合同慰霊祭(1946年10月29日)。(7-6)

最終的には原則10時間と定められるなど、学生の教育は事実上不可能な状況となった。京大における動員の件数は史料の不足もあって明らかではないが、近年の東京大学史料室の詳細な調査によると、東大における動員件数の合計は311件であったといわれ、京大でもこれに近い件数の動員があったのではないかと推測される。

従来、高等教育機関の学生は在学中の徴兵を猶予されていた。もっとも、1941年には大学の在学年限がそれまでの3年から2年9カ月に、さらに1942年からは2年6カ月に短縮されており、学生たちはその分早く徴兵されることになっていた。それが、1943年10月に在学徴集延期臨時特例が公布され、文系学部と農学部の一部などに在学する満20歳以上の学生は猶予を取り消され、12月に入営することに決定された。これがいわゆる学徒出陣である。京大でも文・法・経および農学部の一部から合計2,000人以上の学生がこの時徴兵されたといわれている。翌1944年には徴兵年齢は満19歳に引き下げられており、やはり同程度の学生が徴兵されたと考えられる。

学徒出陣の結果、学内に残った学生は理系の者以外は徴兵年齢に達していないか、病気その他の理由で徴兵されなかった者たちだけとなった。彼らに対しても前述のように勤労動員が行われ、もはや学生の教育という機能を大学は持てなくなったのである。

このように、京大と戦争の関わり方には多様な側面があった。帝国大学の一つとして国家の研究・教育の枢要の位置にあったという立場から考えれば、直接・間接を問わず戦争への協力を行ったことは否定できないだろう。だが、その実態に関しては現在に至るまで明らかでないことが多い。例えば、いわゆる学徒出陣で、朝鮮・台湾出身の志願兵も含め、京大から何人の学生が徴兵され、何人が戦死したのか、正確な数字はない。また当時在学していた中国や南方からの留学生の詳細も不明である。研究面での軍への協力の実態なども総体としてはほとんど分かっていないのが実情である。戦争との関わりは、今後早急に

調査が求められる課題であるといえよう。

第4章 新制京都大学の発足

戦後教育改革の開始

1945年8月15日、ポツダム宣言の受諾が公表され、第二次世界大戦は終結した。以後、GHQ/SCAP(連合国最高司令官総司令部)のもとで、いわゆる戦後改革が行われることになる。大学においても、まず、学徒の動員や修学年限短縮など戦時期に定められた法令が次々に撤廃され、学生たちは大学に戻ってきた。入学者選抜にあたっては出願資格を専門学校、高等女学校、高等師範学校、女子高等師範学校等の卒業者にも認めるなど大幅に拡大し、その結果1946年度から男女共学制が実施されることになり、合計17人の女子学生が入学した。また、GHQの指令により、戦時に軍国主義、超国家主義を唱えていた教育関係者の罷免、逆に戦時中に追放された者の復職が行われた。京大では、教職員適格審査委員会が設けられて審査が行われ、数人の教官が不適格とされたほか、公職追放による退職、自発的な退職なども含め、文系学部を中心に多くの教官が大学を去った。一方、1933年の滝川事件で辞職した教官には復帰が働きかけられ、専任として滝川が復職し、講師として数人が授業を担当することになった。さらにGHQの指令により航空関係の研究教育が廃止されることになり、京大でも関連講座の他分野への振替が行われた。また、東大の神道講座・日本思想史講座と並んで、文学部の日本精神史講座も廃止された。

戦後教育改革が本格的に始まったのは、GHQの依頼で来日した米国教育使節団の報告書が提出されてからであった。1946年3月に来日した使節団は、約1カ月の滞在中に各地を視察し(京大にも来学した)、日本の教育制度全般の民主主義的改革について報告書を残した。報告書は、高等教育に関しては、「少数者の特権」ではなく「多数者の機会」を重視すべきであると機会均等の原則を示し、その上で大学の機能とし

て学問研究・一般教育・職業教育の統一的な遂行を求めている。

続いて1946年8月、内閣総理大臣の所轄機関として教育刷新委員会が設けられ、戦後教育改革の基本的な問題を審議決定することになった。委員会には多くの教育関係者が委員として加わっており、京大からは鳥養利三郎総長と落合太郎文学部教授(同年12月からは第三高等学校長)が参加している。同委員会の建議にもとづき、1947年3月、教育の根本法令である教育基本法、学校教育法が公布された。学校教育法では、大学を6・3・3・4制の学校体系の最終段階にくるものと規定したうえで、その目的を「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」と定めた。戦前の帝国大学令や大学令における目的規定と比べ、国家への従属を表す文言は消え、社会においての大学の役割を規定していることが大きな特徴といえる。

学校教育法の公布によって4年制の新制大学が設置されることが決まり、以後は従来の旧制高等教育機関を、具体的にどのように新制大学に移行させるかが焦点となった。1947年7月には新制大学の設置認可基準となる大学基準が作成された。なお、新制の発足に先立って、従来の帝国大学は国立総合大学と称されることになり、同年9月に京都帝国大学も京都大学と改称された。

文部省は1948年8月、国立新制大学実施要領(案)を作成して、新制大学設置の原則を定めた。そこには、国立大学は原則として1府県1大学とすること、学部または分校は他府県に跨がらないこと、必ず教養および教職に関する学部もしくは部を置くこと、など11の原則が記されていた。この原則のもとで、各国立大学は設置認可申請を行い、1949年5月31日に公布された国立学校設置法により69の新制国立大学が発足することになった。

京大における改革

新制大学発足に際しての最も大きな改革は、一般教育の導入であった。従来の高等学校は学校教育法の公布で新しい学校体系からはずれることが確定していたが、多くの大学はこれらの旧制高等学校を合同して一般教育課程とすることを計画した。京大も第三高等学校に合同を打診し、1948年2月には合意を得て、三高は新制京大の分校として一般教育課程を担当することになった。舎密局以来の歴史をもつ第三高等学校は、1950年3月、最後の卒業生を送りだして閉校した。一方分校は、東一条通南側の従来の三高の敷地以外に、宇治の旧陸軍火薬庫跡を新しい校地として使用することが決まり、宇治分校として1回生向けの授業が行われることになった(1961年まで)。ところで、一般教育課程を担当する部局の名称を「分校」としたのは、国立学校設置法施行規則第4条「教授上又は管理上必要がある場合には国立大学又は国立大学の学部に分校を置くことができる」という規定によったものであるが、その位置づけはあいまいであり、やがて分校内では教養部への改称の要求が強まった。そして、1954年には学内措置による改称が実現し、1963年には官制化が認められることになった。

このほか、前述の11原則中にある教職に関する学部として、教育学部が文学部から独立して新制京大に置かれることになった。

1949年5月31日、新制京都大学は文部省の認可を受けて発足した。6月8・9の両日に新制第1期の入学試験が行われ、1,529人が入学した。7月7日に挙行された入学式で鳥養総長は、民主主義社会における大学は、「主たる目的を人格の完成に置くものであって、知的発達の外に社会的徳性の発達にも大いに努力を払うものである」と新制京大の役割を学生たちに説いたのである。一方、旧制高等学校が1950年まで存続する関係上、同年4月まで旧制の入学生の受け入れも続いており、1953年(医学部は1954年)までは新旧両制度の学生が在学していた。

研究教育体制の整備

新制発足の前後にも京大ではいくつかの附置研究所が新設された。食糧科学研究所(1946年)、防災研究所(1951年)、基礎物理学研究所(1953年)がそれにあたる。そのなかでも基礎物理学研究所は、理学部教授の湯川秀樹のノーベル賞受賞を記念して設置されたもので、湯川の構想を生かして初の全国共同利用研究所として発足した。また、既設の人文科学研究所が1949年に東方文化研究所、西洋文化研究所と合併して再編成された。

新制大学院の設置準備も進められた。1949年、大学基準協会において大学院基準が定められたが、ここでは大学院の目的として、修士課程は「学部にて一般教養と専門分野の基礎的教養を積んだ者が更に精深な学識を修め且つ研究能力を養うこと」、博士課程は「独創的研究によって従来の学術水準に新しい知見を加え文化の進展に寄与するとともに専攻分野に関し、研究を指導する能力を養うこと」と規定された。京大では、1953年3月に新制大学院が開設された(医学研究科は1955年)。

戦後の研究活動に関しては、1949年に湯川が「中間子論」によりノーベル物理学賞を受賞し、1965年に湯川と同じ理学部物理学卒業で東京教育大学教授の朝永振一郎が「超多時間理論」および「くりこみ理論」でノーベル物理学賞を受賞していることが有名である。また、人文科学研究所の共同研究や、1950年代後半から盛んになった中央アジアやアフリカにおけるフィールドワークもよく知られている。

高度経済成長期の拡充

1950年代に入り、日本経済が急速に復興してくると、科学技術の振興、科学技術者養成の拡充が産業界などから求められるようになった。1956年11月、日本経営者団体連盟は「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」を発表し、理工系学生の増加、理工系教員・学生の質の向上、理工系大学と産業界との連携の必要性を唱えた。また、1957年11月には、政府の

諮問を受けた中央教育審議会が「科学技術教育の振興方策について」を答申し、同様に科学技術系学部の質的向上および量的拡大、大学院の充実、附置研究所の協力などを求めた。このようななかで文部省は、1957年を初年度とする理工系学生の8,000人増募政策を実施するに至った。この計画は1960年までにほぼ達成されたが、日本の経済成長は政府の見込みを超えるものであり、同年に閣議決定された国民所得倍增計画のもと、10年間に科学技術者がさらに17万人不足するものと推定され、結局文部省は新たに1961年度から4年間で理工系学生を2万人増募する計画を立て、3年で実現した。

以上のような文部省の動向を受けて、京大でも理工系学部において学科・講座が次々と新設・拡充されていくことになった。なかでも工学部は大幅に拡充され、1957年には学科数12、入学定員410人であったのが、1966年にはそれぞれ、22学科、895人に増加した。また、工業教員の養成のため1961年に修業年限3年の工業教員養成所が附置された(1970年廃止)。

この時期には、新学部として薬学部が医学部薬学科を基幹として設置された(1960年)ほか、高度経済成長を背景として附置研究所やセンターの設置が相次いだ。ウイルス研究所(1956年)、経済研究所(1962年)、数理解析研究所(1963年)、原子炉実験所(同)、東南アジア研究センター(1965年)、保健管理センター(1966年)、霊長類研究所(1967年)がそれにあたる。

第5章 京都大学の再編

戦後の学生運動

戦後京大における学生運動は、敗戦後間もない時期に始まった。1946年10月に学生の自治組織として改組、再出発した同学会は、当初は学費値上げ反対など生活面の要求を中心に活動していたが、左派が主導権を握るにつれて次第に政治色を強めていく。学生たちは、レッドパージ反対、全面講和要求などの政治問題に関して運動を展開したほか、学内でも前進



正門から出発するメーデーのデモ行進(1950年)。(7-7)

座事件、天皇事件、荒神橋事件などで大学側と対立し、放学・停学などの処分を受ける者が出たり、同学会も数回解散処分を受けることになった。1955年、全国の学生運動に影響を持っていた日本共産党が第6回全国協議会で武装闘争路線を放棄すると、運動側にも動揺が生じたが、それでも1960年の安保闘争では大きく運動が盛り上がり、京大でも5月26日の教職員も含めた全学集会を頂点に、活発な運動が展開された。その後、学生運動は一時収まりを見せていたが、1960年代後半には再び活発化し、いわゆる大学紛争の時代を迎えることになる。

大学紛争

すでに1960年代半ばには、一部の私立大学で学費値上げに反対する学生たちの闘争が起こっていたが、全国の多くの大学でいわゆる大学紛争という形で闘争が本格化するのは1968～69年のことであった。1968年には、日本大学や東京大学をはじめ、100以上の大学で紛争が起こり、研究教育活動が麻痺するに至った。また、1969年度の東大入試が中止されるなど、社会に与えた影響も大きかった。

この大学紛争は、いくつかの点で従来の学生運動と異なっていた。第一に学生たちの攻撃の対象が大学自体であったことである。学費値上げ、研修医制度をめぐる問題、学寮問題などから始まった各大学の紛争は、一部の学生によって唱えられた「大学解体」のスローガンに象徴されるように、大学制度そのものの否定にまで至るようになる。第二に闘争の手段が著しく暴力性の強いものだったことがあげられる。それまでのデモやストライキによる運動に止まらず、いわゆる大衆団交の強要や長期にわたる建物封鎖、暴力による学生間の主導権争いなどが繰り返された。これに対して大学側が学生の処分や警察力の導入を行うと、一層学生たちが反発し紛争がエスカレートするという事態がたびたび起こった。第三に闘争の主体がこれまでにない形態のものだったことがあげられる。主体となったのは、新左翼系の学生

やノンセクトラジカル（非学生運動派）の学生によって組織された共闘会議であり、その既成の党派から脱した直接行動の様式が、この時多くの学生の支持を得たのである。

京大における紛争は、1969年1月16日の寮問題をきっかけとした学生部封鎖が発端であった。前年に大学が発表した学園整備の長期計画に不満をもった寮生の闘争委員会は、奥田東総長との「団交」を行い、決裂するとそのまま学生部の建物を占拠、封鎖したのである。総長はじめ大学側の方針は、説得による封鎖解除であったが、五者連絡協議会を中心とした封鎖解除派による実力行使を最終的には容認する恰好になり、23日には封鎖は解除された。このような学生や教職員自らによる封鎖解除は、同じ頃機動隊を導入して安田講堂の封鎖を解除した東大と比べて「京大方式」といわれ、その評価は難しいが、以後学生間の対立が激化し、紛争は長期化することになった。この後、25～27日の総長「団交」をはじめ、教養部ほか多くの学部ではバリケードが築かれストライキに突入し、共闘派と封鎖反対派の学生の間での衝突事件も度重なるなど、通常の研究教育は不可能な状況になった。このようななか、1969年度の入学試験は会場をすべて学外に移して実施することができたが、卒業式は中止され、また新年度の授業も一部の学部を除いては行われないままであった。

この間政府は、大学紛争の長期化に対し、紛争校の研究教育機能の停止も盛り込んだ「大学の運営に関する臨時措置法案」を国会に提出し、8月には強行採決で成立させた。同法案に対しては、多くの大学関係者から反対の声があがったが、京大でも総長や多くの部局から紛争の自主的解決をかえって阻害するものとして反対の声明が出され、共闘派の動きも一層活発化するようになった。

大学側は話し合いによる紛争の解決を目指していたが、9月に入っても封鎖の続く学内の状況をみて、ついに警察力による解除を決意し、21日に大部分の建物が、22日には最後に残った時計台も機動隊によって封鎖が解除された。10月には教養部で、12月には



11月祭の催物(1969年)。(7-8)

すべての学部でも授業が再開されるようになり、ようやく学内は鎮静化に向かった。

一方、紛争期には大学側による制度改革への動きも始まった。3月には全学的な討議の場として月曜会が設置されたのをはじめ、6月には具体的な問題を調査審議する委員会として大学問題検討委員会が設置された。同委員会で取り上げられた教養部改革問題は、京大における継続的な課題としてその後も議論されていくことになる。

その後は、1972年から77年にかけて、いわゆる竹本処分問題をめぐって学内で鋭い対立が起こったが、他には学寮の管理運営問題で長く大学側と寮生との間で対立が続いた以外は、大学は概ね平静さを取り戻していった。

制度改革の動き

1970年代後半頃から、学内における制度改革の動きは本格化してくる。教養部改革については、1977年以来部内で具体案が作成されはじめ、当初は独立研究科へ改組する方向で検討が進められていたが、やがて学部化の実現も目指されるようになっていった。そして1989年1月、教養部にかかわる構想検討委員会より、「文明と人間性の新たな次元を開く画期的な研究・教育を可能にする」ことを目的とする総合人間学部の新設、一般教育と専門教育を同時に4年一貫で実施する構想を主とした教養課程教育の改革、および独立研究科である学術総合研究科の基本構想、の3点について総長に報告されるに至った。また、大学院改革については、1974年6月に公布された大学院設置基準で、特定の学部基礎を置かない独立専攻、独立研究科の設置が認められたことをうけて、京大でも検討が開始された。その結果、理工系を中心に1992年までに11の独立専攻が設置されたほか、前述の教養部改革における学術総合研究科構想を受け継いで、1990年7月には人間・環境学研究科の設置準備が開始されることになった。

この他、国際交流委員会の設置(1977年)、全学的な

公開講座としての京都大学市民講座の開講(1979年)、総長の諮問機関としての学術情報問題検討委員会の設置(1979年、1984年に学術情報システム整備委員会に改組)など、京大で現在推進されている国際化、社会との連携、情報化といった事項についても本格的に検討が始められたのもこの時期であった。

研究教育体制の進展

1970年代以降、日本経済が低成長期に入ると、それまでのような学科や講座の増設・拡充は行われなくなってきたが、一方で先端的な研究を行ったり、研究教育のための設備を共同利用したりすることなどを目的に多くの研究センターをはじめとする施設が設置されるようになった。大型計算機センター(1969年)をはじめ、放射性同位元素総合センター(1971年)、体育指導センター(1972年)、ヘリオトロン核融合研究センター(1976年)、放射線生物研究センター(同)、環境保全センター(1977年)、埋蔵文化財研究センター(1977年)、情報処理教育センター(1978年)、医用高分子研究センター(1980年、1990年生体医療工学研究センターに転換)、超高層電波研究センター(1981年)、アフリカ地域研究センター(1986年)、遺伝子実験施設(1988年)、国際交流センター(1988年、1990年留学生センターに転換)、生態学研究センター(1991年)が設置された。また1975年には、優れた医療技術の専門家の育成を目的に医療技術短期大学部が併設された。

研究活動としては、1981年に工学部教授の福井謙一が「フロンティア・エレクトロン理論」でノーベル化学賞を、1987年に理学部化学科卒業でマサチューセッツ工科大学教授の利根川進がノーベル医学・生理学賞を受賞したことが特筆される。

第6章 現在の京都大学

大学改革の動向

1991年の大学設置基準の改定(=大綱化)や、同年の大学審議会の答申「大学院の整備充実について」な

どを契機として、全国の大学で教養部の廃止、新学部
の設立、大学院の整備といった大学改革が行われつ
つある。京大でも現在同様の改革が進行しているが、
これまで述べたように、その大部分は20年以上に及
ぶ学内での慎重な検討を経た上でのものである。

1991年4月には最初の独立研究科である大学院人
間・環境学研究科が設置された。同研究科は、社会人・
留学生にも広く門戸を開き、また優秀な学部3年次
修了者にも受験資格を認めたほか、基幹講座以外に
も他部局や学外の諸機関からの参加を得て多彩な協
力講座を設けるなどの新しい試みを行っている。

また、1992年10月には総合人間学部が設置され、そ
れに伴って翌年には教養部が廃止された。この改組
とともに、一般教育と専門教育という従来の教育区
分はなくなり、全学で4年(医学部は6年)一貫教育の
理念に従って改革が進められた。そこでは従来の一
般教育に代わり、全学共通科目という名のもとに、総
合人間学部だけでなく、各学部、研究所、研究センタ
ーなども参加した高度な一般教育としての教養科目
が設定され、より系統的で広い視野からの一般教育
が可能ようになっていく。

さらに、大学院の重点化も進行している。これは、
学問研究の高度化と大学院への社会的ニーズの多様
化に対応した改革で、具体的には、学部の講座を研究

科の基幹講座に移し、かつ大講座化して人事の流動
性を高めるとともに関連の研究所、研究センターな
どの教官で協力講座を構成し、一方学部教育は新た
に学部から大学院に所属を移した教官が担当する、
というものである。京大における大学院重点化は
1992年度の法学部から始まり、以下、医(1993~95
年)、工(1993~96年)、理(1994~95年)、農(1995~97
年)、文(1996年)、経済(1996~97年)、薬(1997年)で行
われた。

この間、新しい部局としては、旧部局の改組による
ものを含め、高等教育システム開発センター(1994
年)、二番目の独立研究科である大学院エネルギー科
学研究科(1996年)、エネルギー理工学研究所(同)、ア
フリカ地域研究資料センター(同)、総合博物館(1997
年)、総合情報メディアセンター(同)が設置されている。

1997年現在、京都大学は、10学部、11研究科に、附置
研究所13、センター等の教育研究施設18を擁し、
5,304人の教職員と20,526人の学生を構成員とする
全国有数の総合大学となっている。第二の世紀を迎
える今、百年の歴史を検証し、社会のなかで京大が自
らの未来を拓く努力が一層求められているといえよう。

百年史編集史料室
西山 伸



現在の京都大学本部本館(1997年)。(7-9)